

令和 4 年度

第 9 回 第二農地部会定例会議事録

令和 4 年 12 月 27 日 (火)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

## 令和4年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年12月27日(火) 午後3時45分  
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員(11名)

5番 岸田 健	1番 小山 一成	2番 五十嵐 隆一
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	

#### (2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一、(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一、(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、(頸城区) 大島 伸一、(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫  
(三和区) 福原 弥

### 2 欠席委員

- (1) 農業委員…19番 上野 栄一 の1名  
(2) 農地利用最適化推進委員…(柿崎区) 長井 恒夫、小池 孝志、(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、(三和区) 高橋 浩一 の5名

### 3 職務のため出席

#### (1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班 長	上野 元之	
牧区駐在室	室 長	小林 精子	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	

### 4 会議に附した事件

#### (1) 議事録署名委員の氏名

9番 大滝 正秋 24番 笠原 浩一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時45分 それでは、これより令和4年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長職務代理あいさつ】 本日、上野部会長が欠席しておりますので、部会長職務代理の岸田委員より、ごあいさつをいただきます。</p> <p>(岸田部会長職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>上越市農業委員会会議規則により、上野部会長が議長となり、議事を総轄するところではありますが、部会長が欠席しておりますので、部会長職務代理の岸田委員から議長として議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>9番 大滝 正秋 委員、24番 笠原 浩一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、1番 小山 一成 委員に読み上げていただきます。</p> <p>小山委員、よろしくをお願いいたします。</p>
小山委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>小山委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>

議 長 《安塚区駐在室の議案》

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 ＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室 安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

最初に、議案の文言に誤りがありましたのでお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。議案の表紙及び 1 頁に「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」となっておりますが、「係る意見」を「対する意見」に訂正をお願いいたします。それではご説明いたします。

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件をご説明いたします。

1 頁、番号 1 番をご覧ください。

変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長 ＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 8 件を説明いたします。2 頁、番号 2153 番から 3 頁、番号 2160 番をご覧ください。

番号 2153 番は、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は 5 年です。

番号 2154 番から 3 頁、番号 2160 番までの 7 件は、新規に利用権を設定するもの

で、契約期間は、番号 2154 番は 7 年、その他は 5 年です。

これら 8 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」2 件について説明いたします。1 頁をご覧ください。2 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。

番号 1 番「飯室地区」、番号 2 番「亀の倉池地区」は、いずれも新規に追加するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件を説明いたします。3頁、番号2527番をご覧ください。

農地集積・集約化を目的に、農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<大島区駐在室の議案>

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」所有権移転1件をご説明いたします。

1頁、番号2906番をご覧ください。

番号2906番は、譲受人が自然薯の生産に意欲があり、譲渡人が畑として利用していた当該地について、譲渡人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

**<議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>**

議 長

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1件をご説明いたします。

2頁をご覧ください。

変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

**<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>**

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件をご説明いたします。3頁、番号2991番から4頁、番号2997番までをご覧ください。



番号 2992 番から番号 2996 番の 5 件は、契約期間満了に伴う再設定です。

番号 2991 番と番号 2997 番の 2 件は、新規設定です。

2 件とも、貸人が高齢になり、耕作することが難しくなったため、利用権を設定するものです。

これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ＜牧区駐在室の議案＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 3312 番から 2 頁、3317 番をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者に貸付予定 4 件、他者に売却予定 2 件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。2頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」2件です。

番号1番、申請農地は、牧区高尾字大門地内の「畑」2筆 138㎡で、変更理由は、一般住宅建設のためです。

4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

番号2番、申請農地は、牧区山口字京塚地内の「田」5筆 578㎡、「畑」1筆 25㎡で変更理由は、重機用車庫及び車両置場整備のためです。

6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件を説明いたします。8頁、番号3388番から3390番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**＜柿崎区駐在室の議案＞**

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3753番から2頁、3760番までの8件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定7件、休耕1件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞**

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

3頁をご覧ください。

番号3702番は、経営移譲に伴い、後継者へ無償譲渡するものです。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。4頁、番号3933番をご覧ください。</p>
	<p>譲渡人が資産整理のため、近隣で耕作している譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p>
	<p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定10件について、事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>5頁、番号3934番から7頁、番号3943番をご覧ください。</p>
	<p>番号3934番から3938番、3940番、3941番、3942番、3943番は、契約期間が満了したため、新たに利用権を設定するものです。</p>
	<p>番号3937番、3939番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p>
	<p>これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**＜大潟区駐在室の議案＞**

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告します。1頁、番号4617番と4618番の2件を掲載しました。

いずれも労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞**

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

2頁、番号4617番と4618番の2件を掲載しました。

番号4617番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」2筆、面積198㎡を一般個人

住宅として利用するため売買するものです。

番号 4618 番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」4 筆、面積 244.91 m<sup>2</sup>を建売住宅として利用するため売買するものです。

位置図は 3 頁と 4 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。5 頁をご覧ください。

1 の計画変更では、農業生産基盤の整備開発計画 3 件を掲載しました。

番号 1 番及び 2 番は、新堀川排水機場と新堀川水門の施設更新を新規事業として追加するものです。

番号 3 番は、朝日池北部第 1 地区の受益面積の増加及び地区名の変更です。

新旧対照表は 6 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### <議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件をご説明いたします。

7 頁、番号 4696 番は、譲渡し人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 9 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

8 頁をご覧ください。

番号 4697 番は、地主耕作でしたが、労力不足のため、新規に利用権を設定するものです。

番号 4698 番と 4699 番は、報告第 1 号の関連案件で、合意解約の後、新規に利用権を設定するものです。

番号 4700 番から 4705 番は、契約期間満了に伴う再設定です。

これら 9 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号5318番から番号5321番までの4件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5319番は休耕、外は、他者へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。2頁をご覧ください。

「1農業振興地域の農用地区域からの除外」1件です。

申請農地は、頸城区大谷内字大谷内地内の「畑」1筆393㎡のうち230.15㎡で、変更理由は、駐車場整備のためです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。



**<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>**

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転5件を説明いたします。5頁、番号5454番から6頁、番号5458番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

なお、これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定14件について、事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

7頁、番号5459番から、10頁、番号5472番をご覧ください。

番号5459番から番号5463番の5件は新規設定、番号5464番から番号5469番の6件は契約期間満了に伴う再設定、番号5470番から番号5472番の3件は、農地中間管理機構への貸付です。

なお、これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**<<吉川区駐在室の議案>>**

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、番号6242番から3頁、番号6252番までの11件をご覧ください。

1頁、番号6242番から6245番は、農地中間管理機構を通じた利用権設定ですが、圃場整備の換地により、非農地の換地となることから、合意解約するものです。

2頁番号6246番から3頁6252番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定又は他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は4頁から5頁をご覧ください。

「1 計画変更」番号1番から5番までの5件です。

5頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。

番号1番「六万部地区」は、県ため池整備事業に取り組むため追加するものです。

番号2番「南沢地区」は、事業の概要を「堤体工」から「洪水吐工」に、併せて受益面積を14haから16haに変更するものです。

番号3番「町田地区」は、事業の概要を「堤体工」から「洪水吐工」に変更するものです。

番号4番「曲り戸地区」、番号5番「原之町地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定46件を説明いたします。6頁、番号6355番から15頁、番号6400番をご覧ください。

6頁、番号6355番から13頁、番号6392番、14頁6395番から15頁、6399番は、期間満了による再設定ですが、番号6374番、6380番、6386番は、一部新規の筆を含みます。

14頁、6393番と6394番は、農地集約のため、これまでの借り手と合意解約し、新たな耕作者へ貸し付けるものです。

15頁、番号6400番は、田滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、番号6374番、6380番、6386番、6393番、6394番は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。1頁をご覧ください。

「農業振興地域の農用地区域からの除外」1件「計画変更」1件の合計2件です。最初に「農業振興地域の農用地区域からの除外」について説明いたします。

農振変更申請地は、三和区末野新田地内の「畑」1筆 182 m<sup>2</sup>で、変更理由は、車庫及び物置建設のためです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

隣接する自宅敷地に建設した車庫・物置の配置が悪いため、冬期間の除排雪に非常に苦勞していることから、申請地に車庫・物置を移設し、併せて雪捨て場を確保することで、冬期間の生活の利便性を確保するためです。

次に「計画変更」について説明いたします。番号1番の1件です。

2頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。

変更理由は、「三和中部第一地区」の事業完了に伴い、計画から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明

駐在室	<p>いたします。5 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8702 番は、労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
岸田部会長 職務代理	<p><b>【7. その他】</b></p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
岸田部会長 職務代理	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>岸田部会長職務代理、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【9. 閉会】</b></p> <p>以上をもちまして、令和 4 年度第 9 回第二農地部会定例会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>午後 4 時 28 分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>